

特定の講座等を修了して、創業に役立つ支援を受けましょう！

創業支援等事業計画に定められた特定の講座等(※)を修了した、佐野市内で創業しようとする方・創業後5年以内の方等、要件を満たす場合に、佐野市で証明書の発行を受けることができます。
(特定の講座等修了後に申請が必要です。)

(※) 特定の講座等

- ・創業塾 <佐野商工会議所>
- ・創業塾(基礎編)、女性のための創業塾(基礎編)、スタートアップ企業等伴走支援事業 <栃木県>
- ・個別相談指導 <佐野商工会議所・佐野市あそ商工会・日本政策金融公庫佐野支店>
- ・個別相談指導 <栃木県よろず支援拠点>



証明書を取得
して受けられる
支援は、たくさ
んあります！



▼会社設立時の登録免許税の軽減

佐野市内で創業しようとする方、または創業後5年未満の個人が、株式会社または合同会社を設立する場合に、登録免許税の軽減を受けられます。

証明書は、会社法上の発起人かつ会社の代表となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。会社の設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出してください。

【軽減率】

資本金の0.7%⇒0.35%

(株式会社の最低税額の場合: 15万円⇒7.5万円 合同会社の最低税額の場合: 6万円⇒3万円)

▼日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ

貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することができます。別途審査を受ける必要があります。

▼信用保証協会の創業関連保証の拡充(無担保、第三者保証人なし)

信用保証協会の創業関連保証について、通常事業開始2カ月前からの利用が、6カ月前から利用可能です。手続きの際、信用保証協会または金融機関に証明書を提出し、別途審査を受ける必要があります。

▼市制度融資(佐野市中小企業創業資金)の利率引き下げ

佐野市内で創業しようとし、かつ融資の申込日において佐野市に住んでいる方等、一定の要件を満たす場合、創業または業種転換に必要な運転資金または設備資金について、融資利率が0.2%引き下げられます。

▼特定創業者フォローアップ補助金

特定創業支援等事業による支援を受けた後1年以内に市内で創業した方に対し、経営相談費用等及び広告宣伝費等を助成します。

経営相談費用等…補助率2分の1/上限25,000円/一事業者につき5回まで
(経営相談、税務相談、法律相談等)

広告宣伝費等……補助率3分の2/上限200,000円
(パンフレットの作成・配布、広告の掲載、HPの作成等)



お気軽に
お問い合わせ
ください！

